

HMC



税理士法人
堀江会計事務所

Network

春夏号
No.142



今号の特集

令和5年度 **税制改正の詳細**

NISAの恒久化と拡充

相続時精算課税制度の見直し など

インボイス制度に備える～令和5年度の税制改正のポイント～

令和5年度 税制改正の詳細

I. NISAの恒久化と拡充	…4
II. 相続時精算課税制度の見直し	…5
III. 相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長	…6

Regular

インボイス制度に備える ～令和5年度の改正のポイント～	…7
電子帳簿保存法を紐解く ～令和5年度の改正のポイント～	…9
SDGs入門 ～SDGsを実践するために①～	…13

Reading & Information

経営者に語り継ぎたい論語	…15
「先端設備等導入計画」について	…16
社名変更のお知らせと入社のご挨拶	…17
セミナーのご案内	…18
その他のお知らせ／編集後記	…19

○発行 **堀江会計グループ**
 税理士法人 堀江会計事務所
 Gift Design (有)
 (株)HRC

(株)エイチ・エム・シー
 行政書士法人 Gift Design

○場所
 【呉本社】 呉市中央3丁目5番13号 HMCビル3階
 【広島支社】 広島市中区上幟町4番7号 縮景園ひろえビル301号
 【呉本通エイチ・エー支社】 呉市本通3丁目1番4号

○連絡先
 【フリーアクセス】 TEL：0800-200-7770
 【呉本社／広島支社】 TEL：0823-22-0123
 【呉本通エイチ・エー支社】 TEL：0823-21-7738
 FAX：0823-21-5739 Email：info@horie-hmc.co.jp
 HP：https://horie-hmc.com/

拝啓

薫風の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日出張でオーストラリアに行ってきましたが、そこで感じたことは、日本が大きく世界に取り残されてしまったということです。

円安の効果もありますが、物価も人件費も日本の1.8倍程度で、物価高が声高に報道されている日本の物価でもまだ低い、というのがよくわかりました。

「世界の中の日本」であるため、未来永劫、日本だけが物価も人件費も安い、ということはありませんと考えられます。日本全体がインフレに向けて人件費を上昇させ、モノやサービスの価格に転嫁していくことを実践しなければ、国際的な競争力が無くなっていくと考えられ、この実践を担うのはそれぞれの企業であると考えられます。

アフターコロナを生き抜いていくために必要なことは「変革」であると思いますが、これまでのビジネスモデルを見直し、商品・サービスに磨きをかけ、新たな価値を創造し、自社の社員に分配していくことをご検討ください。

大変厳しい経営環境であると思いますが、この状況を乗り越えられれば、次なる世界が切り開けると 생각합니다。お困りごとがあればご相談ください。

敬具

中橋 俊治

今月のCOVER



カルガモ

鳥綱カモ目カモ科マガモ属

カルガモはカモ科の鳥です。全長約60センチで、全体に黒褐色で、顔は白っぽく、二本の黒褐色の線があります。足は朱色、くちばしは黒く先端部のみ黄色で、よく目立ちます。

メス・オス同色ですが、体はオスの方が大きく、黒味も強くなっています。

日本では全国で繁殖し、本州以南では留鳥（一年中ほぼ一定の地域に住む鳥）、北海道では夏に湖沼や河川に飛来する夏鳥です。主に河川、池沼、海上など水辺に棲んでいます。

卵を抱くのはメスだけで、オスはその間離れた場所にオス同士で暮らします。10~12個ほどの卵を産み、26日ほどで孵化します。ヒナは生まれてすぐに歩くことができ、全員が生まれたらすぐに水辺に移動します。

ヒナの時期には底生動物も食べています。大きさはほぼ一緒ですがマガモよりもやや体重が軽く、それが名前の由来になったという説や、万葉集に歌われた「軽ヶ池」に由来するという説があります。

令和5年度 税制改正の詳細

特集

- I. NISAの恒久化と拡充
- II. 相続時精算課税制度の見直し
- III. 相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

I. NISA の恒久化と拡充

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。NISAは、「『NISA口座（非課税口座）』内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度（金融庁HPより引用）」です。

令和5年度の税制改正大綱で示されたNISA制度の中心的な改正点として、NISAの恒久化が挙げられます。恒久化によりNISAはより幅広い層に長期に渡って利用されやすい資産形成の策となることが期待されます。具体的には、以下のようにまとめられます。

ここがポイント！

1. 口座開設期間を恒久化
2. 現行の一般NISA制度を引き継ぐ「成長投資枠」と、つみたてNISA制度を引き継ぐ「つみたて投資枠」を設け、併用可能に。年間投資枠も拡大
3. 一生涯にわたる非課税限度額を設定し、非課税保有期間を無期限化
4. 令和6年1月から適用

【新旧制度比較】

	現行制度 新制度とは別枠で存続 ^{※1※2}		新制度 令和6年1月1日～	
	いずれか選択		併用可	
	つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間 (投資可能期間)	令和24年まで 令和5年まで	令和10年まで 令和5年まで	恒久化	恒久化
年間投資上限	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限	無期限
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 うち、成長枠 1,200万円 簿価残高方式 再投資可	
投資対象商品	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式等	長期の積立・ 分散投資に適した 一定の投資信託 (現行のつみたて NISAと同じ)	上場株式等 (一定のものは 除外)
対象年齢	20歳以上 ^{※3}	20歳以上 ^{※3}	18歳以上	18歳以上

- ※1 現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠外で現行の取扱いを継続する。現行制度から新制度へのロールオーバー（保有している金融商品を、翌年の新たな非課税投資枠に移行(移管)すること）は不可。
- ※2 ジュニアNISAについては、令和5年末までにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間の終了時に原則18歳になるまでは自動的に継続管理勘定に移管され、非課税措置を受けることができる。
- ※3 令和5年以降は18歳以上。

II. 相続時精算課税制度の見直し

今回の税制改正の目玉の1つが「相続時精算課税制度」が大きく変わる点です。相続時精算課税とは、原則60歳以上の父母や祖父母などから、18歳（令和4年3月31日以前の贈与については20歳）以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫に対して生前贈与をする際に贈与者ごとに選択できる贈与制度のことです。これまでの相続時精算課税制度には、次の3つの特徴がありました。

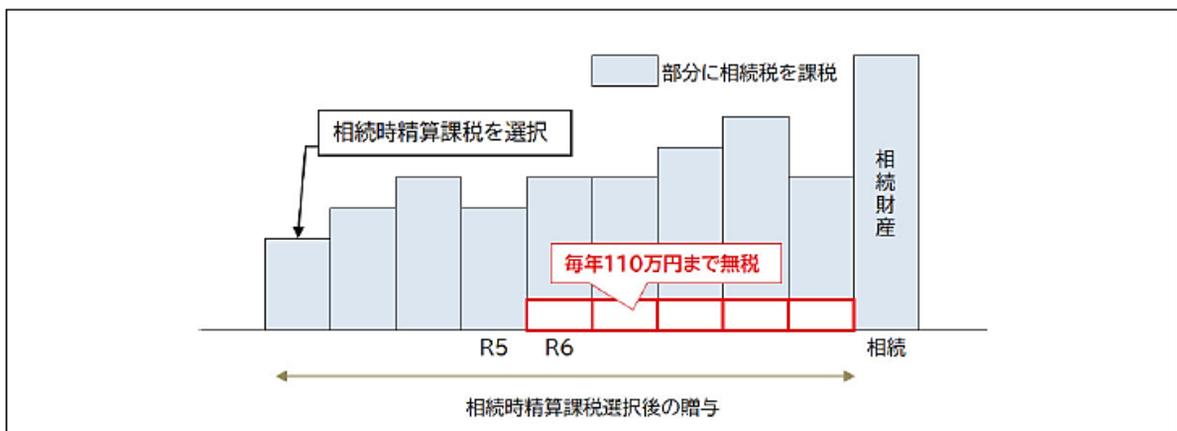
1. 合計2,500万円まで贈与をしても贈与税はかからない。相続する際には、相続財産に足し戻すため、この2,500万円を含めて相続税がかかる
2. いったんこの制度を使う選択の届出をした間柄の贈与では、二度と暦年課税制度を使えない
3. 少額の贈与でも、贈与税の申告をしなければならない

今回の改正で相続時精算課税制度に新たに「**年110万円の基礎控除**」の枠が加わります。

ここがポイント！

1. 暦年課税の基礎控除とは別に、年110万円の基礎控除を創設し、贈与税の申告も不要になる
2. 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に適用

●相続時精算課税制度の基礎控除(年110万円)のイメージ



●相続時精算課税制度の新旧制度比較

		令和5年12月31日までに受けた贈与	令和6年1月1日以後に受けた贈与
贈与時	基礎控除額	なし	年110万円※1
	税額	(贈与額 - 2,500万円※2) × 20%	(贈与額 - 110万円 - 2,500万円※2) × 20%
相続時	課税価格に加算する贈与財産	贈与額の合計額	(贈与額 - 基礎控除額) の合計

※1 暦年課税の基礎控除とは別途控除可能。例えば、祖父から相続時精算課税、父から暦年課税にすることで、年間220万円の控除が可能に。

※2 特別控除額（累計で2,500万円）

III. 相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

生前贈与は相続税申告で相続財産に加算する必要がありますが、その加算する期間が相続開始前3年以内から相続開始前7年以内へ延長されました。

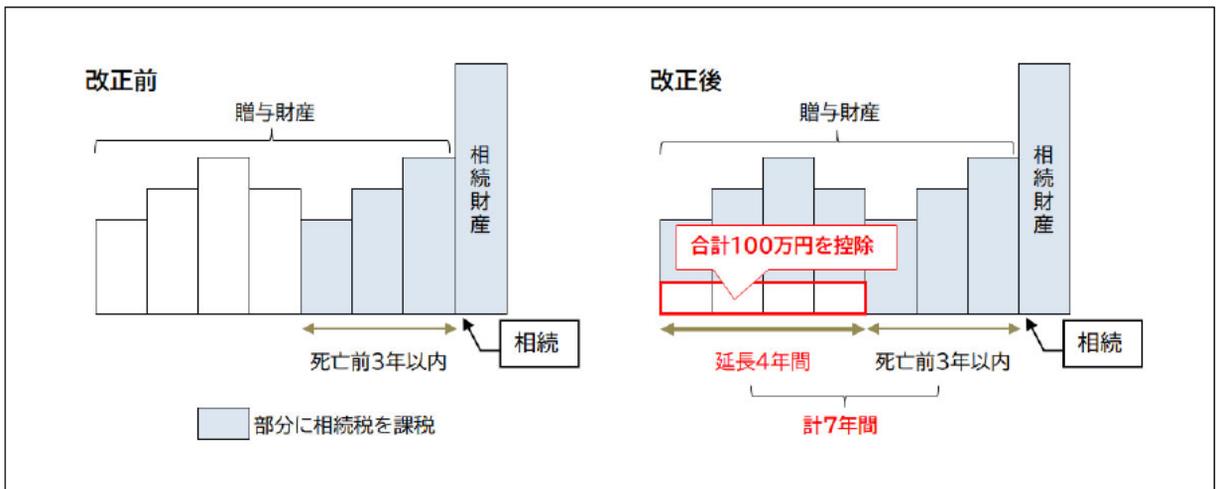
加算期間が延長されたということは相続財産が増加することなので納税者にとっては不利になる増税の改正です。この改正で延長される4年間に受けた贈与は、財産価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

ここがポイント！

相続財産に加算する生前贈与の期間について、

1. 現行の3年から7年に延長
2. この改正で延長される4年間に受けた贈与は、財産価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算
3. 令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用

●改正前後における相続税の課税価格の比較



●実例シミュレーション…どれくらいの増税になるのか？

- 被相続人 母 相続人 長男、長女 遺産 預金2億円
- 生前贈与 毎年長男、長女に各110万円

【改正前】

相続財産 2億円 + 生前贈与660万円（長男、長女への贈与3年分） = 2億660万円
 相続税額 3,538万円（長男、長女の二人分）

【改正後】

相続財産 2億円 + 生前贈与1,340万円（長男、長女への贈与7年分：1,540万円 - 200万円（緩和措置2人分）） = 2億1,340万円
 相続税額 3,742万円（長男、長女の二人分）

110万円を二人の子に生前贈与していたケースで亡くなったときの遺産が2億円だと204万円もの増税になります。

インボイス制度に備える【改正特集編】

No.5 ～令和5年度の改正のポイント～

1. はじめに

令和5年10月1日から始まるインボイス制度について、税負担や事務負担を軽減するための改正が予定されています。今号は、令和5年度税制改正大綱※1で示された改正案より、主なポイントをご案内します。

※1 財務省「令和5年度税制改正の大綱」を基に作成しています。今後の法令通達で変更が生じる場合もありますのでご注意ください。

2. 免税事業者から課税事業者への転換で税負担が軽減

消費税の免税事業者がインボイス発行事業者となることにより課税事業者になった場合、納税額が売上税額の2割に軽減されます。インボイス制度をスムーズに導入するための、最長約3年という期間限定の優遇措置です。

対象者

令和5年10月1日以降に新たに消費税の課税事業者となった事業者で、基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下である等、免税事業者の要件を満たす事業者

インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にはならず、免税事業者のままであることができた事業者が対象です。

軽減期間：最長約3年

令和5年10月1日から令和8年9月30日を含む課税期間
（個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで）

消費税の計算方法として、本則課税と簡易課税があります。今回の特例と比較してご検討ください。

本則課税：実際の取引をもとに納めるべき消費税額を計算する方法

簡易課税：売上税額×みなし仕入率（業種ごとに設定）を仕入税額として消費税額を計算する方法

	いくら納税するの？	仕入税額の事務処理は？
本則課税	売上税額－仕入税額	経費等の集計やインボイスの保存等 ←結構大変！
簡易課税	売上税額×1～6割※2,3	決まった率をかけて計算すればOK ←簡単！
今回の特例	売上税額×2割※3	

※2 納税額が実質、売上税額×1割となるのは、卸売業（みなし仕入率90%）です。

※3 実質の納税額を分かりやすく表現するために、算式を簡略化して表現しています。実際は、売上税額－仕入税額（売上税額×みなし仕入率）です。特例は、みなし仕入率部分を80%とすることで納税額が売上税額の2割となります。

最も有利となる方法は、事業者ごとに異なります。詳細は担当者までご相談ください。

3. 1万円未満の仕入れはインボイスがなくてもOKに

中小企業者・小規模事業者における1万円未満の課税仕入れ（経費等）は、インボイスの保存がなくとも、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるようになります。こちらは6年間の猶予期間での適用となります。

対象者

基準期間の課税売上高が1億円以下、または、特定期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者

対象取引

令和11年9月30日までの期間に国内で行われた課税仕入れのうち、支払対価が税込1万円未満※4のもの

※4 一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかで判定。

（例：5,000円と7,000円の商品を同時に購入した場合は、合計12,000円の取引となり、この特例の対象外）

4. 1万円未満の値引き・返品はインボイスがなくてもOKに

値引きや返品、割戻しには返還インボイスの交付が必要ですが、1万円未満の値引き等の場合には、この返還インボイスの交付が不要となります。振込手数料分の値引きも対象です。こちらは期限なしでの適用となる改正です。

対象取引

すべての事業者における、税込1万円未満の売上に係る対価の返還等

5. 登録申請期限が緩和 15日前までの提出でOKに

課税期間の初日を登録日とする場合の申請期限が、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行は初日の前日から起算して1ヶ月前の日）までに短縮されます。登録の取消手続も同様です。

●経過措置期間については…

令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書の登録希望日欄に提出日から15日以後の日付を記載します。

（例．10月5日に提出する場合、10月20日以後の日付を記載）

この場合、登録完了日がいつになったとしても登録希望日に登録を受けたこととなるため、登録希望日からインボイスの発行が可能です。

なお、登録日を制度開始日の令和5年10月1日とするには、「令和5年3月末までの申請が原則。それ以降は事情の記載が必要」とされていましたが、4月以降の申請でも**令和5年9月30日までの申請**であれば、この事情の記載も不要で制度開始日の登録に間に合うことが公に認められました！



電子帳簿保存法を紐解く

【第5回】令和5年度の改正のポイント

令和5年度の税制改正大綱では検索要件を不要とする対象者の拡大や、電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件の廃止などが新たに発表されました。

今回、公表された令和5年度税制改正大綱では、電子帳簿保存制度に関わる以下の3項目の見直しが行われました。

1. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
2. 国税関係書類に係るスキャナ保存についての見直し
3. 優良な電子帳簿の範囲の明確化

この3項目について、順にご説明いたします。

1. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

まずは、3つの中で最も企業への影響が大きい「電子取引」の見直しについて解説します。

電子帳簿保存法の要件を満たした保存に取り組む上で、最も厄介な問題といえば「検索要件の確保」です。

- 取引データの種類ごとに取引年月日、取引金額、取引先で検索できること
- 日付または金額に係る記録項目については、範囲指定して条件を設定できること
- 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること（and検索）

これら全ての検索要件を満たすには、検索項目を入力する作業が必要であったり、システムの導入に費用がかかります。

令和5年度税制改正大綱では、保存義務者が国税庁等の該当職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている（税務調査で必要な書類を提出できる）場合、以下の対象者は検索要件の全てが不要になります。

「検索要件」のすべてが不要になる対象者

【前提条件】

保存義務者が国税庁等の該当職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じられる（税務調査で必要な書類をすぐに提出できる）

条件1

売上高が5,000万円以下
売上高1,000万円以下から
売上高5,000万円以下に対
象者が拡大

条件2

電磁的記録の出力書類の提示
／提出ができる
取引年月日、その他の日付および、
取引先ごとに整理された電磁的記
録の出力書面の提出に応じられる

また、電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件も廃止されました。

現行法の電子帳簿保存法施行規則第4条1項2号では、タイムスタンプを付して保存する場合には、保存を行う者またはその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておかなければなりません。「保存を行う者＝営業担当者」「その者を直接監督する者＝営業部長」とした場合、それぞれの社員にシステムIDを付与し、誰が保存したのかを確認できるようにする必要があります。

しかし、実際の現場においてタイムスタンプの付与は、社内の人間が行うだけでなく、電子保存を代行する企業にアウトソーシングしていたり、RPAで自動化していたりするケースが増えています。誰が保存したかを把握することが困難なケースが多いため、今回の見直しで廃止となるメリットは大きいと予想されます。

さらに、現在は宥恕期間となっておりますが、令和6年1月1日以降も以下の全ての条件を満たす場合は、電子取引の電子保存義務化が猶予されます。

新たな猶予措置の対象者となるための条件

- ① 保存要件に従って保存することができない相当の理由がある場合
- ② 所轄税務署長が相当の理由があると認めた場合
- ③ 税務調査の際にダウンロードの求めに応じられる場合
- ④ 税務調査の際に整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示または提出の求めに応じられる場合

猶予される余地が残っていますが、「相当の理由」はまだ発表されていません。どのような場合が相当な理由にあたるのか、例年では国税庁から一問一答など詳細な解説が後日発表されます。

「うちの会社は猶予されるだろう」と考えるのは大変危険です。令和5年6月に自社が相当な理由に値しないと判明した際に、およそ半年で電子取引の準備を完了しなければならないからです。令和5年度税制改正大綱には「宥恕措置」は予定通り、適用期限（令和5年12月31日）で廃止と明記されています。

とくに取引件数が多い企業は、令和5年10月から施行されるインボイス制度への対応とあわせて、早めの対策を推奨します。

2. スキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存制度も、新たに3つの緩和措置が発表されました。

- ① スキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止
- ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止
- ③ 相互関連性の要件について、帳簿との関連性を確認できる書類は重要書類に限定

① スキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止

現行法では、解像度や階調、大きさといった数値情報をスキャンした画像データと一緒に保存しておくことが義務づけられていますが、これらの数値情報の保存要件が廃止されます。なお、スキャニング時の解像度等の要件自体がなくなるわけではないので、誤解のないように注意してください。スキャニング時の要件は以下の通りに定められています。

解像度：200dpi以上で読み取ること

階調：赤、緑、青の各色256階調以上で読み取ること

スマートフォン等で立替精算の申請をしているケースもあると思いますが、今後は大きさの情報の保存が不要になるため、A4サイズを超える書類をスマートフォン等で撮影することが容易となります。

しかし、大きいサイズの書類を撮影する場合は、自動的に解像度が低くなるため注意が必要です。例えばiPhoneの例を挙げますと、iPhone 7以降の機種であればA3サイズの書類でも解像度の要件を満たすことができます。

② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

電子取引の「保存を行う者等」に関する情報の確認要件の廃止と同様に、スキャナ保存における「入力者等」に関する情報の確認要件も廃止となります。

ここでいう「入力者等」とは、スキャナで読み取った画像が紙の記載事項や色調と同等であることなどを確認した者のことです。スキャナ保存もアウトソーシングや自動化が広まりつつあり、入力者等を明確にすることが困難になっているのが廃止される要因と考えられます。

③ 相互関連性の要件について、帳簿との関連性を確認できる書類は重要書類に限定

現行法では『当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと』とされていますが、そもそも一般書類である見積書や注文書は、受領した際に伝票を起票しません。そのため、帳簿と一般書類の関連性を確認できるように保存することは困難でした。

今回の改正で、見積書や注文書といった一般書類の相互関連性の確認要件は必要なくなりました。関連性の確認が必要な書類は契約書や領収書などの重要書類に限定されました。

相互関連性の確認は「重要書類」に限定

重要書類

資金や物の流れに直結・連動する書類

- ・ 契約書
- ・ 領収書
- ・ 納品書
- ・ 送り状
- ・ 預り証
- ・ 信用証書
- ・ 請求書（支払通知書）
- ・ 輸出証明書
- ・ 預金通帳
- ・ 小切手／約束手形
- ・ 有価証券受渡計算書
- ・ 社債申込書
- ・ 契約の申込書（定型的約款無し）

※上記書類の写し
→請求書（控）・納品書（控）など

一般書類

資金や物の流れに直結・連動しない書類

- ・ 見積書
- ・ 注文書
- ・ 検収書
- ・ 入庫報告書
- ・ 貨物受領証
- ・ 契約の申込書（定型的約款有り）
- 保険の申込書、携帯電話の申込書等

※上記書類の写し
→見積書（控）・注文書（控）など

3. 優良な電子帳簿の範囲の見直し

優良な電子帳簿システムとは、「記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できる」、「通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる」といった一定の条件を満たしたシステムのことです。優良な電子帳簿システムを使用している場合、所得税や法人税又は消費税にかかる修正申告・更生など、申告漏れに科される過少申告加算税が5%に軽減される措置があります。

しかし、優遇措置の条件に「すべての帳簿が優良な電子帳簿を使用していること」という条件があり、曖昧かつ厳しいものであったため、優遇措置を利用する企業が少ないのが現状でした。今回の改正で優良な電子帳簿の範囲が明確になったため、利用企業が増えることが予想されます。

優良な電子帳簿システムとは

- 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる
 - 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる
 - 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認すること
 - システム関連書類など（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアルなど）を備え付ける
 - 保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておく
 - 以下の3つの検索条件を満たす
 - ①取引年月日、取引金額、取引先を検索できる
 - ②日付又は金額の範囲指定により検索できる
 - ③2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できる
- ※保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件②③は不要

●対象となる「その他必要な帳簿」の具体例

現行制度	改正案
すべて	<ul style="list-style-type: none"> ・売上帳、仕入帳、経費帳（貸金台帳を除く）、売掛帳、買掛帳(注)所得税の場合は、貸金台帳も対象 ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払い簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

出典：財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian23.html

優良な電子帳簿システムへ移行する際には事前の届出が必要です。国税（法人税や消費税）の申告期限は、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内、つまり決算日の翌日から2ヶ月以内となります。今回の税制改正が実施されるのは令和6年（2024）年1月1日からです。

たとえば3月決算の企業では、申告期限が令和6年5月となるため、今から動けば条件を満たすことができます。帳簿は必ず期首から開始することが条件のため、優良な電子帳簿システムへの移行は早めに計画することが大切です。

4. まとめ

今回の令和5年度税制改正大綱により、電子帳簿保存制度全体で要件緩和が目立ちました。特にスキャナ保存要件では対応のボトルネックとなっていた、帳簿との相互関連性が重要書類のみに限定されますので、対応の難易度が大きく下がります。

また、電子取引の取引情報の紙保存措置廃止も、単に猶予期間に代わっただけのため、今後猶予期間が終わる可能性も十分に想定されます。

したがって、時間的な余裕があり、かつ要件のハードルが下がった今の時期こそ、電子帳簿保存法に対応する絶好の機会となります。ぜひこの機会にスキャナ保存要件対応までを見据えた対応計画やシステム導入をご検討ください。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs 入門

第5回 SDGsを実践する ために①

前回まで、SDGsとビジネスの関係性についてお話してきました。ここからは、いよいよSDGsを実践するための具体的な方法について解説いたします。まずは、SDGsを実践していく上で最初に取り組むべき、全社的なSDGsリテラシーの向上についてお話いたします。

1. 全社的にSDGsのリテラシーを高める

SDGsの実践は経営者や一部のメンバーだけで行うものではありません。SDGsの実現のためには、組織が一丸となって取り組む必要があります。そのためSDGsの実践の第一歩は、経営者を筆頭に「全社的にSDGsを学習する」ことから始まります。

全社的なSDGsの実践には、自社の構成するメンバー全員のSDGsとESG問題（HMCネットワークNo.139.P.18を参照）に関するリテラシーを高めることが不可欠です。SDGsはESG問題の解決という、一企業から見ると非常に大きく、抽象的なテーマを扱います。そのため、自社で取り組むテーマを経営計画や各部門、メンバーの業務に落とし込み、各メンバーの「自分ごと化」を図る必要があります。これはメンバー各人の自主性に任せるのではなく、実務にリンクした研修などを通して、企業の責任で推進することが求められます。

そして、SDGsは基礎的な知識を習得して終わりではありません。各メンバーが基本的な知識を学び、実践を開始した後も、さまざまな機会を活かして継続的な学習を続けることが重要です。

現在、SDGsの学習にはさまざまなサービスやツールが用意されています。研修会社の研修サービスのほか、自治体や商工会議所、NPOなどのSDGsをテーマにしたセミナーなども選択肢となります。また、学習ツールとしては書籍だけでなく、カードゲームのようになっている楽しみながら学ぶことができるものもあります。

SDGsの学習方法に決まったやり方はありません。自社の状況にあわせて適切なサービスやツールを選び、全社的なSDGsの浸透を図りましょう。

SDGsの実践には全社的な学習が不可欠



経営者から率先した学習を

地に足のついた学びが重要

研修で言っ
てたなあ

今期の生産計画の
一部で刑務作業を
利用しようかと…



実務とリンクした学びが
社内の意識を変える

2. SDGsの「全社的合意」を形成する

企業としての組織的なSDGsの実践には、各メンバーが知識を持つとともに彼ら自身
がその実践を当然視する、つまりSDGsの実践を「業務として認識する状況」の創出が
不可欠です。そのためには、全社的なSDGsの学習と並行して、その実践に関する「全
社的合意」を形成する必要があります。

働く人の多くにとって営業や経理、製造、研究開発といった企業の典型的な業務につ
いてイメージすることはできるでしょう。しかし、それらの業務がSDGsやESG問題と
どのように関わっているかについては、うまくイメージできないこともあります。だから
こそ、「SDGsの実践は業務である」という全社的な合意形成が必要となるのです。

この合意形成がないままにSDGsを推進しようとする、社内では「新しい厄介事を
押し付けられた」「経営者の道楽だろう」といった不満や批判が生じ、取り組みの実効
性が低下するリスクがあります。そのため、丁寧なコミュニケーションによって全社的
合意を形成することが重要です。

合意形成を行う上で注意すべき点は、「やらされ感」を生じさせないことです。
SDGsの推進を経営計画に記載するといった「上から」のアプローチだけでは、メン
バーの自覚や自発性を刺激できません。そのため「なぜビジネスにSDGsが必要なの
か?」「業務内容にSDGsがどのように関わるのか?」について、各部門のスタッフが
議論することで認識を深める、「水平的な合意形成」に取り組むことが重要です。

全社的な合意形成は、SDGs実践の実効性を担保するための重要なポイントです。
部門の偏りなく、しっかりと取り組むことが求められます。

合意なきSDGsは社内不和の原因に



議論を通じた「気づき」が合意形成に繋がる



今号の論語

巧言は徳を乱るこうげん みだ

上司をおだてたり、部下へのごまかし、作り笑顔などで取り繕っても、周りの場を乱すだけで、人徳は得られません。

【書き下し文】

子曰く、

「巧言は徳を乱る。

小、忍ばざれば、則ち大

謀を乱る。」

【現代語訳】

孔子先生がおっしゃいました。

「口先だけでうまいことを言う

のは（内容がこれにともなわな
いから）徳を乱すことになる。

小さいことは耐え忍んで我慢
しないと、大きな事を成し遂げ
ることはできない。」

【原文】

子曰、巧言亂徳、小不忍、則

亂大謀。

この言葉は、『論語』衛靈公に孔子の言葉として掲載されているもの

です。

「巧言乱徳」は巧みに飾った言

葉は人の心を惑わして徳を乱すとい

う意味です。この「巧言乱徳」の類

語には、同じく論語を出典とする

「巧言令色鮮し仁」があります。

現在使われている四字熟語の「巧言

令色」の元になったものですが、こ

の意味は「口先がうまく、顔色をや

わらげて人を喜ばせ、こびへつらう

こと」です。この二つの言葉から、

孔子は「巧言」を嫌っていて、孔子

が大切に説いた、人の徳についての

考え方を伺い知れます。

論語にはこの「巧言」のように、

「佞」Ⅱ「弁が立つこと」を戒めて

いる教えが多くあります。しかしビ

ジネスの場面においては交渉力は重

要なため、今の時代には合わない考

え方だと思っ方もいらっしやるで

孔子の生きた春秋時代にはなおさら

弁が立つことを求められました。

「春秋に義戦なし」Ⅱ正しい目的や

正当性のある戦いは皆無であった、

と評されるほど群雄割拠した乱世

だったため、交渉は国家存亡のため

には欠かせない能力だったので。

実際、孔子の高弟の一人である子貢

は、外務交渉の達人であり、交渉一

つで某国を滅亡させたと伝わって

います。

では、孔子は何を教えたかったの

でしょうか。それは、未熟な段階で、

トークテクニクだけを磨き始める

と、自分の過ちを取り繕うために、

相手の心情を慮ること無く我を通す

ために用いることになりやすいこと

を懸念していたのです。

交渉や会話の本質は、自分の思い

を伝えることであり、ごまかしたり

騙したりすることではありません。

お知らせ

「先端設備等導入計画」について

「先端設備等導入計画」と税制について

中小企業者が、一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を受けられます。

中小事業者等が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明をその計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。

下記③に該当する設備の取得予定がある方は、**取得前に担当者にご相談ください。**

【注意】取得後や取得の直前にご連絡いただいた場合は対応できないこともございます。

①中小企業者とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし一定の条件あり。詳細は担当者までお尋ねください。

②適用期間とは

令和5年4月1日～**令和7年3月31日までの期間（2年間）**

③先端設備等の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- 要件：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

<対象設備>

設備の種類	最低価額 〔1台1基又は一の取得価額〕	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

社名変更のお知らせ と入社のご挨拶

グループ会社社名変更のお知らせ

今春4月より、堀江会計グループの(株)エイチ・エム・シー・コンサルティングは、業務内容の変更に伴い、新たに株式会社 HRCと社名変更することとなりましたので、お知らせいたします。

コンサルティング事業を担う企業として、皆様のお役に立てる企業で有り続けるとともに、今後は新たに「お客様の企業内でのRPA担当者を育成する研修」やご要望に応じて「お客様向けのRPAの提供」などを行って参ります。

ご興味のある方はぜひこの機会に担当者までお声掛けください。

入社のご挨拶



氏名：岡田 歩（オカダ アユム）

お客様のお役に立てる専門的な仕事をしたいと考え、4月1日より入社致しました。

社会に出たばかりでまだ右も左も分かりませんが、お客様に社員に子どもたちに、笑顔をお届けられる人間になれるよう精一杯努力いたします。

どうぞよろしくお願い致します。

氏名：松永 未歩（マツナガ ミホ）

4月より堀江会計事務所に入社いたしました松永です。

わからないことだらけでご迷惑をおかけする場面が多々あるかと思いますが、関わる全ての方と真摯に向き合い、少しでも早く皆様のお役に立てるよう全力で頑張っていきます。

どうぞよろしくお願いたします。



セミナーのご案内

相続・遺言セミナー

DATE
6/2
(金)

個別相談会を
実施します！

セミナー終了後、
16:00~16:30まで
※セミナーだけの参加も
可能です

「令和5年度 税制改正大綱」では、相続税の課税対象となる生前贈与期間の延長が発表されました。今後の相続対策についても解説いたします。

第一部 遺言
講師：松岡 和弘
第二部 相続
講師：半本 郁子

- ◇ 会場 呉本社 4F会議室
- ◇ 時間 13:30~15:45
- ◇ 参加費 無料
- ◇ 定員 先着8名様

会計塾セミナー

DATE
夏季
開催決定！

会計は会社の未来を描くための礎です！
このセミナーは経営者様、幹部社員様、支店長様、
経理担当者様に会計をより理解して、経営に役立
てて頂くための勉強会です。
午後の部、夕方の部と開催いたしますので、ご都
合の良い方をお選びください。

- ◇ 会場 当社呉office 4F会議室
- ◇ 講師 中島 優子、加戸 秀征
- ◇ 料金 1名様5万円(税別) / 全5回
- ◇ 定員 各部8名様ずつ

※2023年5月時点の情報であり、今後変更とな
る場合もございます。詳しくは今後の告知を
ご覧下さい。

その他のお知らせ

夏季休暇のお知らせ

8月11日（金）

～8月15日（火）

の間お休みさせていただきます。

（8月16日より平常営業致します）

編集後記

2023年3月22日、WBC（ワールドベースボールクラシック）において日本代表が優勝したことは記憶に新しいと思います。連日報道され話題になりましたね。その中で、栗山監督は「これだけ日本中の人に野球のおもしろさやすごさを感じてもらえた。多分、この選手たちに憧れて、たくさん子どもたちが野球をやってくれると思う。そういうことに繋がったのがすごく嬉しかった」と語りました。MVPとなった大谷翔平選手や初の日系選手として話題になったヌートバー選手も、小さい頃から日本代表になりたいという目標をもって、野球の練習に励んでいたといえます。

さて、その子どもたちですが、2022年の出生数が80万人を下回ったと先日話題になりました。予想よりも早く少子化が進み子どもの総数が減少している日本。深刻な事態と捉え、政府も様々な少子化対策を打とうとしています。その一環として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されたことをご存知ですか？これは「子どもの権利」の保障を明記したもので、昨今の児童虐待通報の急増や、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中であることを解消するために制定されました。同時に「こども家庭庁」が新設され、子どもや若者およそ1万人から意見を聴き、政策に反映する事業を始めることになりました。

先日のゴールデンウィークには5月5日の「こどもの日」がありました。もともと5月5日は「端午の節句」で、男の子の健やかな成長や幸せを祈って、お祝いをする日でしたが、1948年に「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」日であるとし、祝日と決められたそうです。今では男女限らない子ども全般のお祝いと、母に感謝する日なのですね。

こども基本法やこども家庭庁の新設などの日本の少子化対策は功を奏すのか。これからの動きに期待しつつ、WBCの優勝のように子どもたちに夢を持たせる政策となることを祈っています。





税理士法人
堀江会計事務所